

議案第15号

天理市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

天理市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定しようとする。

令和5年3月6日提出

天理市長 並 河 健

天理市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、天理市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（天理市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月天理市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）

ウ 天理市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月天理市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定に

より審査会に諮問をした議長

- (2) 公文書 情報公開条例第10条第1項の規定による決定（次条第1号において「決定」という。）に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第3号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

（所掌事務）

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第14条第1項の規定による諮問に応じ、決定又は情報公開条例第5条の規定による開示の請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (4) 天理市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (5) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、議会個人情報保護条例第24条に規定する開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（組織）

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議事及び決議に参加することができない。

5 会議は、非公開とする。

(審査会の調査審議)

第9条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報

の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（手続の併合及び分離）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

（諮問庁の申出）

第12条 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、第10条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

（意見の陳述）

第13条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第14条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第15条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第13条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第16条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第17条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求に係る調査審議以外の調査審議)

第18条 審査会は、第4条第2号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同条第4号に掲げる所掌事項を遂行する

ため必要があると認めるときは市の機関に対して、同条第5号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、第4条第2号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対しても、同条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関以外の者に対しても、同条第5号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(天理市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)

第2条 天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年12月天理市条例第41号）は、廃止する。

(天理市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により設置された天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

- 3 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、引き続いて審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧審査会が行っている天理市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるもの限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は旧審査会の委員であった者に係る旧条例第13条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

（天理市情報公開条例の一部改正）

第4条 天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年12月天理市条例第41号）」を「天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年3月天理市条例第 号）」に改める。